三十一	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者	
	イ　発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る確認	千四百四万七千三百円（電子申請等による場合にあつては、千四百四万五千二百円）
	ロ　発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この項において「燃料体」という。）であつて、これを構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の総数。以下この項において同じ。）が千個以下のものに係る確認（ハに掲げるものを除く。）	十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円）
	ハ　輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個以下のものに係る確認	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）
	ニ　燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認（ホに掲げるものを除く。）	十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額
	ホ　輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額
	ヘ　その他の確認	五十九万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十九万二千二百円）

別表第一中三十三の項から三十八の項までを削り、三十九の項を三十二の項とし、四十の項から四十八の項までを七項ずつ繰り上げ、同表の四十九の項中「第四十三条の九第一項の使用前検査」を「第四十三条の九第三項の確認」に改め、同項を同表の四十二の項とし、同表中五十の項を削り、五十一の項を四十三の項とし、五十二の項から五十八の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の五十九の項中「第四十六条第一項の使用前検査」を「第四十六条第三項の確認」に改め、同項を同表の五十一の項とし、同表中六十の項を削り、六十一の項を五十二の項とし、六十二の項から六十七の項までを九項ずつ繰り上げ、同表の六十八の項イ及びロ中「方法」を「計画」に改め、同項を同表の五十九の項とし、同表の六十九の項中「第五十一条の八第一項の使用前検査」を「第五十一条の八第三項の確認」に改め、同項イ及びロ中「の工事及び性能に関する使用前検査」を「に係る確認」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表中七十の項を削り、七十一の項を六十一の項とし、七十二の項から七十九の項までを十項ずつ繰り上げ、同表の八十の項中「第五十五条の二第一項の施設検査」を「第五十五条の二第三項の確認」に改め、同項を同表の七十の項とし、同表の八十一の項から九十の項までを十項ずつ繰り上げる。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に、「第四十三条の三の十六まで」を「第四十三条の三の十一まで、第四十三条の三の十四、第四十三条の三の十六」に改め、「（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）」を削り、「第四十三条の三の三十三」の下に「、法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項から第七項まで並びに法第六十一条の二の二」を加え、後段を次のように改める。

この場合において、法第四十三条の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会の」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に、「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める。

一　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第七号

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第七号

三　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十一条第七項第一号

第二章　経過措置

第五条　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条から第十一条までの規定の適用については、同法附則第三条中「この法律」とあるのは、「この法律（第三条の規定に限る。次条から附則第十条までにおいて同じ。）」とする。

附　則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第三条中大規模地震対策特別措置法施行令第四条第七号の改正規定（「第四十二条」を「第四十一条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
環境大臣　小泉進次郎